

## 令和3年度第2回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時	令和3年9月29日（水）午後1時15分開会（午後2時45分終了）
場 所	小平市役所5階 505会議室
出席者	会長及び委員14名、計15名（欠席者2名）
議 題	1 小平市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業実施状況報告（令和2年度） 2 小平市国民健康保険条例の一部改正（税率改定）について
傍聴者	1名

### [主な質疑等]

#### 議題1 小平市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業実施状況報告（令和2年度）

委 員 : 資料1②「1-3 人間ドック助成」の助成金額はどのように決定されたのか。また、他市の人間ドック助成事業の状況は。

事務局 : 国民健康保険法に基づく保健事業の実施に伴い、健康診査の推進、医療費適正化の施策として人間ドックに対する費用の助成が決定され、データヘルス計画にも位置付けている。議会などの要望で平成30年度から人間ドックと脳ドックの両方を受診した者に対する助成額を増額したという経緯がある。他市の状況は様々であり、助成事業を行っていない市も存在する。助成事業を行っている市の助成金額は、ほぼ同じ水準である。

委 員 : 資料1②「4 特定保健指導」における積極的支援対象者の全体像は。また、積極的支援実施者の支援後の状況は把握しているのか。

事務局 : 特定健康診査やレセプトデータにより分類した積極的支援対象者の対象者数は、平成30年度398人、令和元年度400人、令和2年度347人となっており、概ね300人から400人程度で推移している。積極的支援実施者については、実施後の結果評価アンケートにより、体重などの数値や感想を聴取しているが、それ以降の健康状態や健診結果などの情報については把握していない。

委 員 : 資料1②「4 特定保健指導」におけるICT面談とは。ICT面談の効果は。  
事務局 : ICT面談は、自身のスマートフォンやタブレットを使用し、自宅で面談を受けることができるものである。直接顔を合わせることなく遠隔で面談を受ける

ことができるため、参加増につながると考えている。

委員：製薬会社の不正製造事件などが報道され不安に感じているが、ジェネリック医薬品の安全性を保障する第三者機関はないのか。安全性はどう考えているか。

事務局：医療費適正化のためジェネリック医薬品への切り替えを進めているが、ジェネリック医薬品に対する注意喚起も必要と考えており、切り替えにあたっては必ず医師や薬剤師へ相談するよう、ジェネリック医薬品差額通知に記載し、被保険者へ案内している。

委員：世界的にみて、日本の偽薬流通量は少なく安全性が高い。厚生労働省の医薬品審査や審査後の製薬会社への立ち入り検査なども厳格に行われている。

委員：市の胃がん検診の検査方法がバリウムによる検査であるため、検診を避ける人がいる。胃カメラによる検査に対しても補助ができないか。

事務局：胃カメラに対する補助は国民健康保険では行っていない。人間ドックの検査項目に胃カメラが含まれている場合は、人間ドックとして補助を行っている。

委員：胃カメラによる検査を希望する人は、医療機関で検診を受けるため、費用が高額になる。胃カメラによる検査を市の検診として安価に提供できないか。

委員：日本消化器病学会でも、バリウムよりも内視鏡による検査が効果的であるという報告がある。採血検査（以下、ABC検査）を行い、必要に応じて内視鏡検査を行う方法が効率的である。市の方針として、この検査方法を導入できないか。

事務局：国民健康保険に限らず、健康推進課を含め市の検診方法という大きな枠組みで検討させていただきたい。

委員：小平市の胃がん検診検査方法の検討状況を確認したい。

事務局：ABC検査については、東京都や他市の実施状況を確認している。内視鏡検査については、より小さな胃がんの発見に効果があると認識している。しかし、ABC検査については、費用の問題もあるため要望事項として検討していきたい。

委員：資料1②「1-1 特定健康診査受診勧奨（通知送付）」について、通知内容に委託事業者のノウハウを活用するとあるが、委託事業者を具体的に教えてほしい。

事務局：委託事業者名は、株式会社キャンサーズキャンである。AI技術により対象者の受診行動を分析し、対象者の健康意識に応じた通知文書のセグメント分けに対応しているのは、この事業者しかいないため、この事業者を選んで契約している。

委員：多受診者指導事業の対象者が、重複頻回受診、重複服薬者となった要因の分析を

行っているか。

また、薬剤師はお薬手帳を活用して処方適正化を図っているが、対象者のお薬手帳の活用状況を把握しているか。

事務局：重複頻回受診、重複服薬となった要因については、指導の中で対象者から聴取り把握している。対象者の中には、自然に解消したケースもあった。  
対象者のお薬手帳の活用状況は、把握していない。

## 議題2 小平市国民健康保険条例の一部改正（税率改定）について

委員：（意見書代読）

事務局案に賛成する。

協会けんぽも含め、被用者保険制度に加入される市民も数多く存在しており、その方々も前期高齢者交付金を負担している。

このことを踏まえれば、法定外の一般会計繰入金は、国保保険料と税の二重負担という図式であり、全国的に解消に向かって取り組んでいる。

コロナ禍で市民の生活が大変厳しい状況にあることは想像できるが、国保加入者だけに着目せず、市民全体に目を向けて、事務局の提案通り、法定外繰入金の解消に計画的に取り組むべきと考える。

委員：滞納者の徴収率向上のための取組を示してほしい。

事務局：令和2年度より、外国人のビザ更新について住民税の納税証明書に加え、国民健康保険税の納税証明書も確認するよう、出入国管理局に個別の対応をお願いしている。

令和3年度より、口座振替率を向上させる取組を行っている。保険年金課の窓口で加入手続きをされる方にチラシを手渡し、口座振替を案内するとともに、希望する方にはその場で口座振替の手続きを行う。市のホームページも、口座振替の案内について見やすい内容に変更した。

令和2年度より催告の回数を5回から6回に変更し、差押警告書の件数が約19,000枚、差し押さえが654件となっている。

徴収率の向上については、引き続き収納課と連携しながら取組を進める。

委員：納税者が納めやすくなるよう、納税方法のPRなどとともに、滞納者に対する催告や差し押さえにも引き続き取り組んでいただきたい。滞納者が多いと、納税者の納税意欲が下がるだけでなく、国民健康保険税の値上げにもつながってしまうため、今後とも徴収率の向上をお願いしたい。

会長：重要なお指摘として受けとめさせていただく。

委員：これまで自治体による一般会計からの繰り入れが継続していたという状況の中で、平成30年度から都道府県が財政の責任主体となるよう変更となったが、その時点でも全国の自治体で約3400億円規模の赤字補填が行われていたという経緯があった。この状況が継続すると被用者保険の方の二重負担に影響がでてしまう。国が定めた財政健全化計画に基づいて、小平市においても標準保険料率を参考に保険税率を決定する方向で進むべきと考える。財政健全化計画は、国が原則6年と定めており、小平市は別の期間を設定しているが、法定外繰入の解消をするために保険税率の改定はやむを得ないと考える。

会長：ご意見として受けとめさせていただく。

委員：保険税率の改定について、自営業者や定年退職者など、保険税を納められる方はいいが、学生やシングルマザーなどパートの職に就いている方で、新型コロナウイルス感染症の影響で仕事ができず、保険税を納めることが難しい方もいる。このような納めることができない方についても考慮していただきたい。イギリスのNHS（National Health Service：イギリス政府が運営する国民保険サービス。税込などの一般財源によって賄われている医療保険のため、利用者の経済的な支払い能力にかかわらず利用が可能であり、原則無料で提供される。）のように制度を変える必要がある。国民健康保険は、保険税を上げ続ける必要があり、制度的に矛盾がある医療保険である。パートや非正規といった労働形態によって被用者保険に加入できない方が多く加入しており、被用者保険とは性格が異なるため、ただ保険税を上げれば問題が解決するわけではなく、抜本的な制度の見直しが必要ではないか。赤字解消のための税率改定には、賛成できない。国や都の支援や公費負担の拡充を進めるべきではないか。

事務局：新型コロナウイルス感染症による収入の減少に対しては、国民健康保険税の減免制度により、令和2年度においては約7,000万円の税額を減免しており、引き続き令和3年度も対応していく。また納税の猶予についても相談を承っている。低所得者に対しては、国民健康保険税の減額の制度もあり、随時制度の見直しを図っている。

国や都の公費拡充についても引き続き要望を上げていく。

委員：減免制度などは申請が必要であるが、市役所に来ないと制度や申請方法がわからない。困窮している方や忙しい方に、制度が周知されるよう検討すべきである。

会長：ご意見として受けとめさせていただく。

会長：3点確認をしておきたい。小平市の国保財政健全化計画に対する東京都の評価は、税率改定の多摩26市の実施予定はどうなっているか。前回の税率改定における附帯意見で、税率改定に合わせて国保財政健全化計画の見直しを行うという

意見があったが、今回の税率改定にあたり、国保財政健全化計画の見直しは検討したか。

事務局：小平市の国保財政健全化計画は、国の原則6年という目標よりも解消期間が長く、赤字解消の実現に向けて期間の前倒しや着実な計画の実行が求められている。解消期間が長い自治体に対しては、東京都によるヒアリングが予定されており、東京都からはかかりすぎだという評価を受けていると考える。

令和4年度の税率改定は、20市が実施を予定している。

国保財政健全化計画の見直しについては、令和2年度の税率改定による税収で赤字を計画どおり削減できた。令和3年度の税率改定では限度額の改定を行ったが、運営基金を取り崩すことにより計画どおり削減できると考えている。今後、改定幅を落としたとしても17年という期間をいただければ、計画を変更せず赤字を解消できると考えている。

委員：国民健康保険財政は、36億円という保険料収入に対して、100億円の給付があり、保険として成り立っていない。その中で、東京都が財政健全化に向けた目標を立て保険料を上げるよう指示があるということは制度の問題である。生活困窮者に対しては救済措置があり、その制度を最大限に使っていただき、それ以上は政治の問題であり、今回の諮問書にある税率改定については、さらに上げるべきと考える。被用者保険と比較しても国民健康保険は予算が無く、やりたいことができない。保険税を値上げし、胃カメラへの補助など満足した保健事業を行ってみてはどうか。被用者保険の方から見るとやはりお互い財政状態も厳しいので、税率改定はやむを得ないと考える。

会長：ご意見として受けとめさせていただく。

委員：財政的な収入が少なくなる中で、公費負担の拡充も難しいではないか。特定健康診査については、自己負担させることも一つの方法だと考える。武蔵野市や立川市では、500円を追加で支払うと眼科の健診を受診できる。特に40歳以上の方は、緑内障など大きな病気のチェックが行える。すべてを税金で賄うことなく、自分たちで応能の負担をし、健康をチェックする。病気にならないような健康づくりを小平市は進めているが、40歳以上の乳がん検診が無料から1,000円の自己負担に変更になったように、足りない部分については自己負担があってもいい。収入に対してそれを超える支出がある財政状態の中で、滞納の解消を図るだけでなく、自己負担させることで出来ることを増やすといったことを考えてもいい時期ではないか。

会長：ご意見として受けとめさせていただく。

会 長 : 諮問された内容について、原案を適当と認めると答申することに賛成の方の挙手を求める。

(挙手多数)

会 長 : 挙手多数。本件は、原案を適当と認めると答申する。

前回承認いただいた諮問事項である子ども（未就学児）にかかる均等割額の減額措置の導入について、また今回の諮問事項である税率改定について、いずれも原案を適当と認めると答申する。諮問事項については、附帯意見を付けることができる。当協議会として前回2つの附帯意見を付けているが、それについては継続するとともに、本日いただいた意見を踏まえた附帯意見を検討したい。

答申案を作成し、次回皆さまに確認をいただき、意見をいただきたいと思います。次回の会議で資料として答申案を確認いただくことに了承いただけるか。

会 長 : それでは、特にご異議がないので、今回の議題は終了することとする。

以上